

令和 7 年度第 1 回石川支部評議会 議事要旨

開 催 日	令和 7 年 7 月 17 日（木） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分
開 催 場 所	全国健康保険協会石川支部会議室
出 席 者	児島評議員、坂本評議員、村上評議員（議長）、山岸評議員、山口評議員、山本評議員、[五十音順]
議 題	(1) 令和 6 年（2024）度決算見込み（医療分）について (2) 令和 6 年度石川支部事業実施結果について (3) その他
議 事 概 要 (主な意見等)	(1) 令和 6 年（2024）度決算見込み（医療分）について 資料 1-1：令和 6 年（2024）度決算見込み（医療分）について 資料 1-2：(参考資料) 令和 6 年（2024）度決算見込み（医療分）について 【事業主代表】 小規模事業者においても、パート等の社会保険への加入がかなり増えていくということになっているが、来年度以降もこのあたりの基準が下がってくる可能性があり、平均賃金などが下がってくると、影響はかなり出てくるのか。 【事務局】 短時間労働者の方の適用拡大が今後も進んでいくため、賃金の低い方が入ってくることになる。加入者が増えると、医療給付費も同様に増えてくるということになるため、被保険者が増えることにより収入がプラスに働くだけではなく、逆に支出の方も増えることとなる。 【被保険者代表】 協会けんぽとして、何年かは（準備金を）確保しているようだが、やはり将来的な赤字のリスクというのはあるわけで、そうすると色々な抜本的な改革というのが必要になってくると思うし、保険料率 10%は今後もキープしていただきたい。 【事務局】 できるだけ長く平均保険料率は 10%を維持していきたいというのが協会けんぽの考え方である。一方で、健診や保健指導などの健康づくりの取り組みについて、みなさんの負担金を軽減するなど、充実したものになるように取り組んでいる。

(2) 令和6年度石川支部事業実施結果について

資料2：令和6年度石川支部事業実施結果について

【被保険者代表】

債権回収業務について、「自主的な債権回収が困難であり弁護士名の催告を実施し、特に高額な債務者に対して法的な措置を実施」というのは大体何件ぐらいあったのか。

【事務局】

金額としては50万円以上を基準としている。件数については、後日回答させていただく(※)。

※令和6年度の高額債権(50万円以上)の発生件数は32件。法的措置の実施件数は3件。

【学識経験者代表】

地域医療についてのところで、質問させていただきたい。最初に協会けんぽの収入と支出のバランスからいうと、今後10年あるいは20年は悲観的ということをやがっていたので、医療費の効率化や、効率化を図りながら質を向上させるということのバランスが不可欠だと思う。そのあたりについて、医療費の効率化、あるいはバランスを考えることが課題になると考える。それ以外でも施策、対策などがあればお答えいただきたい。

【事務局】

医療供給体制については適正な範囲で確保いただきたいということを県に対し意見発信していきたいと考えている。

適正受診という観点からは、協会として何ができるかということになると、1つはジェネリック医薬品。より安い薬があるのであればそちらを選んでくださいということで、意見発信してきたことが、「差額の4分の1は自己負担」という制度の導入にもつながっていると考えている。また、加入者の行動で変えられることがいくつかあると思っており、その1つが、時間外受診や休日受診で、医療費が加算されるため、可能であれば平日・診療時間内にかかっていただくと、節約につながることを周知していきたいと考えている。また、もう1つ、はしご受診やコンビニ受診で、気軽に病院をどんどん変えていくと、その都度初診料・検査料がかかるため、かかりつけ医をもっていただき、まずはかかりつけ医に相談しましょうということを周知していきたい。どうしても呼びかけにはなるが、協会として訴えかけられるところは訴えていきたいと考えている。

【学識経験者代表】

受診者の行動を変えるとか、そういうことはなかなか難しいことであるため、呼びかけも大事になるのかなと思う。

【事業主代表】

保険証について、今年の12月から保険証が使えなくなると、退職時も含めて、事業所の対応が大変になってくるのではないかなと思う。こういうことに関する対策はあるのか。

【事務局】

マイナ保険証の場合には事業所様での事務負担はかかってこないが、資格確認書の場合は、マイナ保険証をお持ちでない方に必ず発行するという事で、事業主様に資格喪失時の回収義務が発生する。今までの保険証の回収とは異なり、未回収の場合の催告は想定していないが、資格が切れているにも関わらず、資格確認書で医療機関にかかるケースはあるかと思う。マイナ保険証の導入以降は、医療機関の端末でも資格の有無を確認できるようにはなっているので、喪失後受診は減ると思われるが、資格確認書における喪失後受診の可能性はあるため、事業所様で回収いただくよう広報等を進めてまいりたい。

【事業主代表】

会社側としては、退職したら速やかに報告だけを早めにするということによろしいか。

【事務局】

マイナ保険証の場合はそうであるが、資格確認書を発行している場合は、回収の方も進めていただくようお願いしたい。

【被保険者代表】

マイナンバーの保険証連携について、今使っている健康保険証が今年の12月に終了ということだが、これまでも職員にはアピールをしているが、いまだにマイナンバーカードを作っていない、あるいは作りたくないという方がいる。マイナ保険証にすることで、例えば資格喪失後、事業所にて電子申請で資格喪失の手続きをすれば、速やかに医療機関にわかるようになり、返納金などが減ってくるように思う。やはりどうしても拒否というか、マイナンバーに不安感がある方がおり、マイナ保険証の利用促進について、協会けんぽの負担を減らすためにも進めていきたいと思うが、もう少し強気でアピールしても良いものなのか、悩ましいところである。今の保険証がなくなるからマイナ保険証を作ってほしいと伝えているが、今後どうしていったらよいか検討していただきたい。

【事務局】

協会をあげてマイナ保険証の利用を積極的に推進しているところである。加入者それぞれの考え方があり、一概に強制できるものではないため、ご利用いただければ十分メリットがあるということ、みんなでこれを活用して良いものにしていきたい、地域医療を守っていきたい、という中で、ぜひ活用してほしいということを働きかけていただきたい。引き続き、周りの方にご勧奨いただければ大変ありがたいと考えている。

【被保険者代表】

承知した。気長にアピールしていきたいと思う。

(議事3については、意見・質問なし)

特記事項

傍聴者	なし
-----	----

次回開催	令和7年10月予定
------	-----------